

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (人事課) 6
- 亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正 (選挙管理委員会事務局) 8
- 亀岡市立小学校設置条例等の一部改正 (教育総務課) 10
- 亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課) 11
- 亀岡市水道事業給水条例の一部改正 (お客様サービス課) 12

—— 規 則 ——

- 亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部改正 (子育て支援課) 13
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 14
- 亀岡市財務規則の一部改正 (会計課) 14

—— 告 示 ——

- 公示送達 (税務課) 15
- 公示送達 (高齢福祉課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 16
- 公示送達 (税務課) 16
- 公示送達 (保険医療課) 17

- 公示送達 (保険医療課) 17
- 徴収事務の委託 (文化資料館) 17
- 公示送達 (税務課) 18
- 公示送達 (高齢福祉課) 18
- 公示送達 (税務課) 19
- 公示送達 (税務課) 19
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 20
- 市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 21
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 23
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 25

—— 公 告 ——

- 路上の放置物件の撤去 (土木管理課) 28
- 亀岡市高野林・小林土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 28
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧 (農林振興課) 28
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (土木管理課) 29
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 30
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 33
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 37

○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 40	選挙管理委員会欄
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 40	—— 規 程 ——
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 41	○亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙に おける選挙運動用自動車の使用等の公 営に関する規程の一部改正 54
—— 任免及び辞令 ——	—— 告 示 ——
監査委員会欄	○市の投票区を定める告示の一部改正 61
—— 公 表 ——	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 62
○令和3年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況 45	○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の 市長等及び亀岡市議会議員の解職請求 に要する有権者総数の3分の1の数 62
○令和3年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況 46	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 62
○令和3年度財政援助団体等監査結果に 対する措置状況 48	—— 公 告 ——
教育委員会欄	○亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補 予定者説明会の開催 63
—— 規 則 ——	農業委員会欄
○亀岡市教育委員会基本規則の一部改正 49	—— 公 告 ——
○児童生徒の入学すべき学区を指定す る規則の一部改正 50	○令和4年10月定例総会の開催 63
○亀岡市立図書館運営規則の一部改正 51	上下水道部欄
—— 告 示 ——	—— 規 程 ——
○亀岡市立図書館団体貸出運営規程の一 部改正 52	○亀岡市水道事業給水条例施行規程の一 部改正 64
—— 教育長訓令 ——	—— 告 示 ——
○亀岡市共同学校事務室運営規程の一部 改正 53	○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の 告示 69
○へき地学校等スクールバス運行規程の 一部改正 54	○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の 告示 69
	○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の 告示 70

○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示	70
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定満了の告示	71
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	71
○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示	71
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	72
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	72
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	72

公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等について、次のとおり規定整備を図ることとした。

- 1 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和することとした。
- 2 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化することとした。
- 3 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 公職選挙法に基づく選挙運動用ビラの頒布について、その作成を公費負担とする選挙公営制度を定めることとした。

選挙運動用ビラの作成	議会議員	市長
頒布枚数の上限	4,000枚	16,000枚
単価（ビラ1枚当たり）の上限	7円73銭	

- 2 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営について、限度額を次のとおり引き上げることとした。

選挙運動用自動車の使用		改正単価	現行単価
一般運送契約以外の 契約	自動車借入れ	16,100円	15,800円
	燃料費	7,700円	7,560円

- (2) 選挙運動用ポスターの作成の公営について、限度額を次のとおり引き上げることとした。

選挙運動用ポスターの作成	改正単価	現行単価
印刷費（ポスター1枚当たり）	541円31銭	525円6銭
企画費	316,250円	310,500円

- 3 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 学校規模適正化による取組において、子どもたちのより良い教育環境の創出を目指すため、本梅小学校、畑野小学校、青野小学校及び育親中学校を閉校し、新たに育親学園を義務教育学校として設置することとした。

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡駅北土地区画整理事業の換地処分に伴い、同事業により設置された都市公園の位置を次のとおり改めることとした。

名 称	位 置
亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
-

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例要綱

- 1 加入金について、給水面積加入金を廃止し、口径加入金に一本化するとともに、口径加入金の額を改正することとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該

子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方

等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げ

る事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成6年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「第7条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第8条を第12条とする。

第7条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作

成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 亀岡市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

「揭示済」

亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例

(亀岡市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中8の項から10の項までを削り、11の項を8の項とし、12の項から17の項までを3項ずつ繰り上げる。

(亀岡市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 亀岡市立中学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

(亀岡市立義務教育学校設置条例の一部改正)

第3条 亀岡市立義務教育学校設置条例(平成28年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

	名 称	位 置
1	亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4
2	〃 育親学園	〃 本梅町中野和田山1番地の2

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市追分町下島地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内

」

を

「

38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項の表を次のように改める。

区分	メーターの口径	加入金の額
口径加入金	ミリメートル	円
	13	80,000
	20	140,000
	25	250,000
	40	770,000
	50	1,400,000
	75	3,300,000
	100	6,500,000
	150以上	管理者が規程で定める額
増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。		

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（口径加入金及び給水面積加入金に関する経過措置）
- この条例による改正後の亀岡市水道事業給水条例第36条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みがあった給水装置の新設又は増径に係る口径加入金について適用し、施行日前に申込みがあった給水装置の新設又は増径に係る口径加入金については、なお従前の例による。
- 施行日前に給水装置工事の申込み又は配水施設等の設置の申請があった場合の給水面積加入金については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定による申請があった場合であって、同条例第36条第3項ただし書の規定により加入金の徴収の特例を適用している場合、施行日以後に申込みがあった給水装置の新設に係る口径加入金については、なお従前の例による。ただし、同条例第6条第3項の規定により市の所有となった配水施設等から新たに分岐して給水装置を設置するために申込みがあった給水装置の新設に係る口径加入金については、この条例による改正後の口径加入金の額を適用する。
- 5 施行日前に設置された口径13ミリメートルの給水装置（施行日前に申込みがあり、施行日以後に設置される口径13ミリメートルの給水装置を含む。）において、施行日以後に申込みがあった口径20ミリメートルの給水装置への増径に係る口径加入金については、なお従前の例による。
（経過措置の委任）
- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。
（準備行為）
- 7 この条例の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

「揭示済」

規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則（平成29年亀岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市国民健康保険条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市財務規則の一部を改正する
規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第149条中「その受入れの日から起算して4日以内（特に市長が指定した場合を除く。）」を「速やか」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第164号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和4年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第165号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和4年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

住所	氏名
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1262-11009

1 当該者生年月日

昭和46年4月19日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和4年4月1日

4 無効になる日

令和4年9月9日

「揭示済」

亀岡市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和4年度 市民税・府民税
税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第168号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和4年度

後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第169号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があ

れば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和4年度

後期高齢者医療保険料督促状1期分

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次とおり告示する。

令和4年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託先
 亀岡市追分町谷筋25番地30
 一般社団法人亀岡市観光協会
 会長 奥村 昌信
- 2 委託した徴収事務
 亀岡市観光協会が実施するJR東海「ずらし旅」参加者限定京都・亀岡 観光体験に係る亀岡市文化資料館入館料
- 3 委託期間
 令和4年9月16日から
 令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第171号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
 督促状 令和4年度 市府民税 第2期
- 2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

により告示する。

令和4年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和4年度介護保険料納入決定通知書
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和4年度 市府民税 第2期
- 2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略

2	省略	省略
3	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 法人市民税
事業年度 自令和3年4月1日 至令和4年3月31日 確定申告分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
名称 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第175号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01319	スタジアム3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目10番1先	亀岡市亀岡駅北1丁目100番12先
01320	スタジアム4号線	亀岡市亀岡駅北1丁目11番1先	亀岡市亀岡駅北1丁目11番5先
01321	亀岡駅北1号線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番1先	亀岡市亀岡駅北1丁目13番先
01322	亀岡駅北2号線	亀岡市亀岡駅北1丁目1番1先	亀岡市亀岡駅北1丁目5番14先
01323	亀岡駅北3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目3番1先	亀岡市亀岡駅北1丁目3番6先
01324	亀岡駅北4号線	亀岡市亀岡駅北1丁目5番1先	亀岡市亀岡駅北1丁目2番6先
01325	亀岡駅北5号線	亀岡市亀岡駅北1丁目100番18先	亀岡市亀岡駅北1丁目2番1先
01326	亀岡駅北6号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番20先	亀岡市亀岡駅北2丁目9番7先
01327	亀岡駅北7号線	亀岡市亀岡駅北2丁目9番1先	亀岡市亀岡駅北2丁目9番15先
01328	亀岡駅北8号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番1先	亀岡市亀岡駅北2丁目8番30先
01329	亀岡駅北9号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番5先	亀岡市亀岡駅北2丁目9番6先
01330	亀岡駅北10号線	亀岡市亀岡駅北2丁目7番1先	亀岡市亀岡駅北2丁目7番20先

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01331	亀岡駅北11号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番12先	
		亀岡市亀岡駅北2丁目4番9先	
01332	亀岡駅北12号線	亀岡市亀岡駅北2丁目4番1先	
		亀岡市亀岡駅北2丁目4番2先	
01333	亀岡駅北13号線	亀岡市亀岡駅北2丁目3番1先	
		亀岡市亀岡駅北2丁目3番6先	
01334	亀岡駅北14号線	亀岡市亀岡駅北2丁目2番1先	
		亀岡市亀岡駅北2丁目2番5先	
01335	亀岡駅西1号線	亀岡市亀岡駅北3丁目1番2先	
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番2先	
01336	亀岡駅西2号線	亀岡市亀岡駅北3丁目100番10先	
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番1先	
01337	亀岡駅西3号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番3先	
		亀岡市亀岡駅北3丁目7番1先	
01338	亀岡駅西4号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番5先	
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番4先	
01339	清水駅北2丁目線	亀岡市余部町清水26番1先	
		亀岡市亀岡駅北2丁目100番20先	
01340	中山君塚線	亀岡市下矢田町中山57番12先	
		亀岡市下矢田町君塚17番1先	
07064	前ヶ芝牧ノ尻線	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝46番2先	
		亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻11番3先	
16058	北垣内下五丹線	亀岡市河原林町河原尻北垣内71番1先	
		亀岡市河原林町河原尻下五丹71番2先	

「揭示済」

亀岡市告示第176号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		変更前	変更後
01264	追分下島線	変更前	亀岡市追分町下中島62番先 亀岡市追分町下島23番1先
		変更後	亀岡市追分町下中島62番先 亀岡市亀岡駅北1丁目9番2先
01266	亀岡駅北線	変更前	亀岡市追分町谷筋7番先 亀岡市追分町下島21番3先
		変更後	亀岡市亀岡駅北1丁目6番10先 亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先
01273	駅北余部線	変更前	亀岡市追分町一本木10番1先 亀岡市余部町清水31番3先
		変更後	亀岡市亀岡駅北1丁目13番先 亀岡市余部町清水31番3先
01313	スタジアム1号線	変更前	亀岡市追分町一本木28番5先 亀岡市追分町下島20番3先
		変更後	亀岡市亀岡駅北1丁目7番1先 亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先
01314	スタジアム2号線	変更前	亀岡市追分町下島7番3先 亀岡市追分町下島12番4先
		変更後	亀岡市亀岡駅北1丁目15番先 亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先
17071	保津川公園線	変更前	亀岡市保津町鐘鑄島18番4先 亀岡市追分町一本木31番1先
		変更後	亀岡市保津町鐘鑄島18番4先 亀岡市亀岡駅北1丁目14番先

「揭示済」

亀岡市告示第177号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年9月30日から令和4年10月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起	延長	最小幅員
		終		最大幅員
01319	スタジアム3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目10番1先	183.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目100番12先		6.00m
01320	スタジアム4号線	亀岡市亀岡駅北1丁目11番1先	55.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目11番5先		6.00m
01321	亀岡駅北1号線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番1先	1,123.60m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目13番先		8.00m
01322	亀岡駅北2号線	亀岡市亀岡駅北1丁目1番1先	247.40m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目5番14先		6.00m
01323	亀岡駅北3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目3番1先	102.70m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目3番6先		6.00m
01324	亀岡駅北4号線	亀岡市亀岡駅北1丁目5番1先	17.00m	8.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目2番6先		8.00m
01325	亀岡駅北5号線	亀岡市亀岡駅北1丁目100番18先	115.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目2番1先		6.00m
01326	亀岡駅北6号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番20先	146.90m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番7先		6.00m
01327	亀岡駅北7号線	亀岡市亀岡駅北2丁目9番1先	24.40m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番15先		6.00m
01328	亀岡駅北8号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番1先	26.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目8番30先		6.00m
01329	亀岡駅北9号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番5先	304.90m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番6先		6.00m

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
01330	亀岡駅北10号線	亀岡市亀岡駅北2丁目7番1先		25.00m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目7番20先			6.00m
01331	亀岡駅北11号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番12先		233.20m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目4番9先			6.00m
01332	亀岡駅北12号線	亀岡市亀岡駅北2丁目4番1先		30.80m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目4番2先			6.00m
01333	亀岡駅北13号線	亀岡市亀岡駅北2丁目3番1先		24.00m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目3番6先			6.00m
01334	亀岡駅北14号線	亀岡市亀岡駅北2丁目2番1先		24.10m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目2番5先			6.00m
01335	亀岡駅西1号線	亀岡市亀岡駅北3丁目1番2先		196.90m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番2先			6.00m
01336	亀岡駅西2号線	亀岡市亀岡駅北3丁目100番10先		149.20m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番1先			6.00m
01337	亀岡駅西3号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番3先		145.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目7番1先			6.00m
01338	亀岡駅西4号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番5先		30.60m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番4先			6.00m
01339	清水駅北2丁目線	亀岡市余部町清水26番1先		108.00m	4.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目100番20先			5.50m
01340	中山君塚線	亀岡市下矢田町中山57番12先		1,000.00m	11.00m
		亀岡市下矢田町君塚17番1先			14.70m
07064	前ヶ芝牧ノ尻線	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝46番2先		940.00m	6.50m
		亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻11番3先			6.50m
16058	北垣内下五丹線	亀岡市河原林町河原尻北垣内71番1先		1,000.00m	5.00m
		亀岡市河原林町河原尻下五丹71番2先			5.00m
01264	追分下島線	亀岡市追分町下中島62番先		79.86m	10.55m
		亀岡市亀岡駅北1丁目9番2先			13.05m
01266	亀岡駅北線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番10先		402.56m	18.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先			120.95m
01273	駅北余部線	亀岡市亀岡駅北1丁目13番先		564.85m	14.00m
		亀岡市余部町清水31番3先			26.98m
01313	スタジアム1号線	亀岡市亀岡駅北1丁目7番1先		595.17m	8.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先			15.00m
01314	スタジアム2号線	亀岡市亀岡駅北1丁目15番先		99.00m	15.02m
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先			16.71m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
17071	保津川公園線	亀岡市保津町鐘鑄島18番4先	380.00m	12.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目14番先		44.50m

「揭示済」

亀岡市告示第178号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和4年9月30日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年9月30日から令和4年10月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01319	スタジアム3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目10番1先	183.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目100番12先		6.00m
01320	スタジアム4号線	亀岡市亀岡駅北1丁目11番1先	55.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目11番5先		6.00m
01321	亀岡駅北1号線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番1先	1,123.60m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目13番先		8.00m
01322	亀岡駅北2号線	亀岡市亀岡駅北1丁目1番1先	247.40m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目5番14先		6.00m
01323	亀岡駅北3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目3番1先	102.70m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目3番6先		6.00m
01324	亀岡駅北4号線	亀岡市亀岡駅北1丁目5番1先	17.00m	8.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目2番6先		8.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01325	亀岡駅北5号線	亀岡市亀岡駅北1丁目100番18先	115.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目2番1先		6.00m
01326	亀岡駅北6号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番20先	146.90m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番7先		6.00m
01327	亀岡駅北7号線	亀岡市亀岡駅北2丁目9番1先	24.40m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番15先		6.00m
01328	亀岡駅北8号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番1先	26.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目8番30先		6.00m
01329	亀岡駅北9号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番5先	304.90m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番6先		6.00m
01330	亀岡駅北10号線	亀岡市亀岡駅北2丁目7番1先	25.00m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目7番20先		6.00m
01331	亀岡駅北11号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番12先	233.20m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目4番9先		6.00m
01332	亀岡駅北12号線	亀岡市亀岡駅北2丁目4番1先	30.80m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目4番2先		6.00m
01333	亀岡駅北13号線	亀岡市亀岡駅北2丁目3番1先	24.00m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目3番6先		6.00m
01334	亀岡駅北14号線	亀岡市亀岡駅北2丁目2番1先	24.10m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目2番5先		6.00m
01335	亀岡駅西1号線	亀岡市亀岡駅北3丁目1番2先	196.90m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番2先		6.00m
01336	亀岡駅西2号線	亀岡市亀岡駅北3丁目100番10先	149.20m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番1先		6.00m
01337	亀岡駅西3号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番3先	145.50m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目7番1先		6.00m
01338	亀岡駅西4号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番5先	30.60m	6.00m
		亀岡市亀岡駅北3丁目5番4先		6.00m
01339	清水駅北2丁目線	亀岡市余部町清水26番1先	108.00m	4.00m
		亀岡市亀岡駅北2丁目100番20先		5.50m
01264	追分下島線	亀岡市追分町下中島62番先	79.86m	10.55m
		亀岡市亀岡駅北1丁目9番2先		13.05m
01266	亀岡駅北線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番10先	402.56m	18.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先		120.95m
01273	駅北余部線	亀岡市亀岡駅北1丁目13番先	564.85m	14.00m
		亀岡市余部町清水31番3先		26.98m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01313	スタジアム1号線	亀岡市亀岡駅北1丁目7番1先	595.17m	8.00m
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先		15.00m
01314	スタジアム2号線	亀岡市亀岡駅北1丁目15番先	99.00m	15.02m
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番2先		16.71m

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第94号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、令和4年9月25日までに物件を撤去し、道路を現状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

令和4年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 市道名

市道保津川団地3号線

2 場 所

亀岡市北河原町1丁目4番地先

3 物件名

放置車両1台

車 種	トヨタ ウィッシュ
塗 色	白色
型 式	普通自動車
車台番号	不明
登録番号	不明

「揭示済」

亀岡市公告第95号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市高野林・小林土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

役 職	氏 名	住 所
理事長	八木 秀夫	省略
副理事長	永田 隆	省略
副理事長	廣瀬 仁久	省略
理 事	齊田 守	省略
理 事	齊田 哲夫	省略
理 事	齋田 益彦	省略
理 事	谷田 幸泰	省略
理 事	中西 裕	省略

「揭示済」

亀岡市公告第96号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和4年10月9日

(縦覧期間満了の日)までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和4年10月10日(縦覧期間満了の日の翌日)から令和4年10月24日までにこれを申し出ることができる。

令和4年9月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和4年9月10日

至 令和4年10月9日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第97号

保津橋イルミネーション改修事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業概要

(1) 事業名

保津橋イルミネーション改修事業

(2) 事業内容

10数年前の災害等で被害を受け、長年消えたままになっている保津橋イルミネーションの撤去・処分を行い、現在の設置状況を基本とし、保津橋の施設管理者である京都府の道路占用許可が可能な範囲内において、魅力ある空間づくりを目的に新たなイルミネーションの提案、設計を行い、亀岡市内業者による改修工事を実施する。

(3) 事業期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 事業限度額

30,000,000円

(消費税及び地方消費税含む。)

2 その他

詳細は、保津橋イルミネーション改修事業公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第98号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|--------------------------|------------------------------|
| (1) 工事番号 | 4土道改第4号 | |
| (2) 工事名 | 通学路整備工事（その2） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市蒔田野町佐伯地内外 | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | |
| (5) 工事概要 | （佐伯鉦山線） | |
| | 工事延長 | L = 170.0m W = 1.15m ~ 3.1m |
| | アスファルト舗装工 | A = 330.4㎡ |
| | 薄層カラー舗装工 | A = 128.7㎡ |
| | 区画線工 | L = 170.0m |
| | 構造物撤去工 | 一式 |
| | （広田平松線） | |
| | 工事延長 | L = 140.0m W = 4.26m ~ 7.1m |
| | アスファルト舗装工 | A = 729.7㎡ |
| | 薄層カラー舗装工 | 一式 |
| | 区画線工 | 一式 |
| | 構造物撤去工 | 一式 |
| | （大井南部2号線） | |
| | 工事延長 | L = 188.0m W = 1.65m ~ 2.35m |
| | アスファルト舗装工 | A = 471.9㎡ |
| | インターロッキングブロック舗装 | A = 168.2㎡ |
| | 歩車道境界ブロック | 一式 |
| | 区画線工 | 一式 |
| | 床板工 | L = 0.38m |
| | 構造物撤去工 | 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 14,460,600円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜）13,146,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から100日間 | |
| (8) 部分払 | 無 | |

- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年9月14日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年9月14日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年9月21日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年9月22日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年9月26日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年9月20日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年9月27日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年9月29日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年10月3日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年10月4日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年10月5日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡

市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第99号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 水配替第7号 |
| (2) 工事名 | 亀岡中部農地整備事業（本梅工区）に伴う配水管移設工事（その3） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市本梅町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 配水管布設 HPPE φ100 L=18.4m (8.5m+9.9m) |
| (6) 予定価格（税込） | 8,745,000円 |
| | 【入札書比較価格（税抜）7,950,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から120日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 |

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。
配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載

がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年9月14日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年9月14日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年9月21日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年9月22日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年9月26日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年9月20日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年9月27日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年9月29日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年10月3日（月） 午前9時から午後5時まで	共通事項6のとおり

	令和4年10月4日（火） 午前9時から午後3時まで	
開札日時	令和4年10月5日（水） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第100号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第8号
- (2) 工事名 亀岡運動公園給水管移設工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 給水管 DSGX φ75 L=3.2m
- (6) 予定価格（税込） 1,815,000円
【入札書比較価格（税抜）1,650,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 不採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級）

の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年9月15日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年9月15日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年9月22日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年9月26日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年9月27日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年9月21日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年9月28日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年9月30日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年10月4日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年10月5日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年10月6日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第101号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町柏原田中21の1の一部、
 21の2、市有地
 (関連区域)
 亀岡市篠町柏原田中20の2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市荒塚町1丁目1の3
 株式会社山和不動産

「揭示済」

亀岡市公告第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町篠上中筋18、19、21の一部、
 22の一部、23の一部、24の一部、
 25の一部、26の一部、27の一部、
 28・29合地の一部、140の一部
 (関連区域)
 府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 京都市伏見区日野西大道町64の2
 澤井 由延

「揭示済」

亀岡市公告第103号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第5号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その9）
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 13工区
配水管 DSGX φ100 L=10.2m
- (6) 予定価格（税込） 4,807,000円
【入札書比較価格（税抜）4,370,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札

したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年9月26日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和4年9月26日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年9月30日（金） 午前9時から午後5時まで 令和4年10月3日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年10月4日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年9月29日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年10月6日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年10月11日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年10月13日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年10月14日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年10月17日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

川 勝 啓 史
 上 林 研 二
 小 林 正 子
 櫻 井 俊 則
 若 狭 愛 子
 赤 坂 マリア
 小 川 克 己
 田 中 豊
 菱 田 光 紀
 藤 本 弘
 秋 山 伸 夫
 井 内 廣 樹
 仲 川 琢 也
 堀 本 恒 秀
 山 田 智 樹
 北 山 尚 美
 田 中 英 夫
 中 村 正 孝
 西 村 満
 松 井 由香里

(各 通)

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は令和6年9月4日までとします
 令和4年9月5日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 竹田幸生

令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>総務部 自治防災課</p> <p>行政財産の使用に係る許可事務について、許可申請書に使用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>行政財産の使用の許可に当たっては、申請者に対して、改めて必要事項の記載を指示するとともに、当課においても許可申請書の記載内容の確認を徹底する。</p>
<p>まちづくり推進部 土木管理課</p> <p>J R 亀岡駅前・亀岡駅北口自転車等駐車場の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先等が書面で提出されていなかった。</p>	<p>緊急連絡体制表自体は指定管理開始時から作成されていたが、指定管理者からの提出がなかった。</p> <p>指摘を受け、すみやかに指定管理者に緊</p>

<p>仕様書には、火災、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告することと定められている。</p> <p>緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先等を書面で提出させ、管理体制を明確にされたい。</p>	<p>急連絡体制表を提出させた。</p> <p>また、基本協定書に提出が定められている書類のうち、未提出の書類がないかを確認した。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 竹田幸生

令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 教育総務課</p> <p>(1) 学校施設使用料について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 学校施設使用料の減免について、減免を受けようとする理由が明示されていないものや減免割合が明示されていないものが見受けられた。</p> <p>亀岡市立学校施設使用条例施行規則には、使</p>	<p>納付書発行時の調定を徹底した。</p> <p>様式変更に伴い、減免を受けようとする理由の明示については、指摘後遅滞なく団体に指示を行った。</p> <p>以後は、複数人で確認をし、適正な事務</p>

<p>用料の減免を受けようとするときは、学校施設使用許可申請書兼許可書及び実績報告書（以下「使用許可書等」という。）に理由を明示しなければならないと定められている。また、教育長は、減免の申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、使用許可書等に減免を許可する旨及び減免割合を明示すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、記入もれや摩擦熱で消えるペンが使用されているなどの不備が見受けられた。</p> <p>提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 学校施設使用料の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>処理を徹底した。</p> <p>複数人による確認を行い、適正な事務処理を徹底した。</p> <p>複数人による確認を行い、適正な事務処理を徹底した。</p>
<p>2 学校教育課</p> <p>学校施設使用料（若木の家）の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市立学校施設使用条例に基づき、適正な使用料を請求し差額未納分を令和3年11月4日付けで納入義務者より徴収した。以後、適正な事務処理を徹底した。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 竹田幸生

令和3年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部 生涯スポーツ課</p> <p>1 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。 公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう改善指示されたい。</p> <p>2 嘱託職員の報酬及び諸手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員の就業等に関する規程及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。また、規程等の内容に不備が認められたため、適正な支給と判断することができないものがあった。 適正な事務処理を行うよう指導するとともに、規程等の見直しを行うよう改善指示されたい。</p>	<p>公益財団法人亀岡市スポーツ協会に対して、当協会就業規則に基づいた押印処理を行うこと、及び当協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう指導し、専決事項の見直しを行い、関係規程の改正をはじめ適切な措置がされたことを確認した。</p> <p>公益財団法人亀岡市スポーツ協会に対して、当協会嘱託職員の就業等に関する規程及び、嘱託職員取扱要領の遵守及び、関係規程の見直しについて検討するよう指導し、関係規程の改正をはじめ適切な措置がされたことを確認した。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市教育委員会基本規則の一部
を改正する規則

亀岡市教育委員会基本規則（昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「亀岡市立本梅小学校」、
「亀岡市立畑野小学校」及び「亀岡市立青野小学校」を削り、同条第2号中「亀岡市立育親中学校」を削り、同条第3号中「亀岡市立亀岡川東学園」を「亀岡市立亀岡川東学園
亀岡市立育親学園」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第4号

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

本梅小学校	本梅町全域	育親中学校
畑野小学校	畑野町全域	
青野小学校	宮前町・東本梅町の全域	
義務教育学校名	区域	
亀岡川東学園	馬路町・千歳町・旭町・河原林町の全域	

」

を

「

義務教育学校名	区域	
亀岡川東学園	馬路町・千歳町・旭町・河原林町の全域	
育親学園	本梅町・畑野町・宮前町・東本梅町の全域	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則

亀岡市立図書館運営規則（昭和42年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ		性別	男 ・ 女 (おとこ・おんな)
氏 名 (なまえ)			

」

を

「

フリガナ	
氏 名 (なまえ)	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市教育委員会告示第3号

亀岡市立図書館団体貸出運営規程（昭和56年亀岡市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月29日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の団体で図書館の館外貸出しを受けようとする団体は、団体貸出利用申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を館長に提出しなければならない。ただし、館長は、読書ボランティア活動の推進のため、特に必要があると認めるときは、団体構成員の名簿の提出を併せて求めることができる。

第2条第5項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第5条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から実施する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月29日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令

亀岡市共同学校事務室運営規程（令和3年亀岡市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

亀岡・西部ブロック	室長が属する学校	
		亀岡小学校 本梅小学校 畑野小学校 青野小学校 保津小学校 城西小学校 亀岡中学校 育親中学校

」を

「

亀岡・西部ブロック	室長が属する学校	
		亀岡小学校 保津小学校 城西小学校 亀岡中学校 育親学園

」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第5号

庁中一般

へき地学校等スクールバス運行規程の一部を
改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月29日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

へき地学校等スクールバス運行規
程の一部を改正する訓令

へき地学校等スクールバス運行規程（平成
23年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、畑野小学校」を削り、
「育親中学校」を「育親学園」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

規 程

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月29日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選
挙における選挙運動用自動車の使
用等の公営に関する規程の一部を
改正する規程

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
（平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第1号）
の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「又は第7条」を「、条例第
7条又は条例第11条」に、「又は条例第8
条」を「、条例第8条又は条例第12条」に、
「又は条例第7条」を「、条例第8条又は条例
第12条」に改める。

第2条第1項中「又は条例第9条」を「、条
例第9条又は条例第13条」に改める。

第3条中「（以下「燃料供給業者」とい
う。）」の次に「、条例第8条に規定する有償
契約を締結したビラの作成を業とする者（以下
「ビラ作成業者」という。）」を加え、「条例
第8条」を「条例第12条」に改める。

第4条第1項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ビラ作成証明書」を、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第3項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ビラ作成証明書」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第5条中「又は条例第9条」を「、条例第9条又は条例第13条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ビラ作成証明書」を、「写し、」の次に「ビラ作成業者又は」を加える。

別記第1号様式のその2を別記第1号様式のその3とし、同様式のその1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第2号様式のその2中「条例第9条」を「条例第13条」に改め、同様式のその2を別記第2号様式のその3とし、同様式のその1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から亀岡市選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
 - 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第3号様式のその2中「条例第9条」を「条例第13条」に改め、同様式のその2を別記第4号様式のその3とし、同様式のその1の次に次のように加える。

その2

確認番号

ビラ作成枚数確認書

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

亀岡市選挙管理委員会委員長



記

- 1 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 備考
- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、亀岡市に支払を請求することはできません。

別記第4号様式のその1の備考4中「15,800円」を「16,100円」に改める。
 別記第5号様式中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改め、同様式を別記第5号様式のその2とし、同様式のその2の前に次のように加える。

第5号様式（第4条関係）

その1

ビラ作成証明書	
次のとおりビラを作成したものであることを証明します。	
年 月 日	
年 月 日執行 選挙 候補者氏名	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	
<p>備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。</p> <p>2 ビラ作成業者が亀岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、亀岡市に支払を請求することはできません。</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 亀岡市議会議員の選挙 4,000枚</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 亀岡市長の選挙 16,000枚</p> <p>(2) 限度額</p> <p style="margin-left: 20px;">7円73銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額……1円未満の端数は切上げ</p>	

別記第6号様式のその1の(別紙)その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式のその2中「条例第9条」を「条例第13条」に改め、同様式のその2の(別紙)の備考2中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改め、同様式のその2を別記第6号様式のその3とし、別記第6号様式のその1の次に次のように加える。

その2

請 求 書
(ピラの作成)

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		フリガナ	
		口座名義	
預金の種目	1 普通 2 当座	口座番号	

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したピラ作成枚数確認書及びピラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、亀岡市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したピラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名、記名押印その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(別紙)

請 求 書 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

- 備考 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

本則の表中

「

安町（平和台住宅を除く。）、河原町、余部町、宇津根町、北河原町の区域

」

を

「

安町（平和台住宅を除く。）、河原町、余部町、宇津根町、北河原町、亀岡駅北の区域

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 466人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 426人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 213人

「揭示済」

公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第1号

令和5年1月22日執行予定の亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和4年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

- 1 日 時
令和4年12月10日（土）
午前9時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所1階 市民ホール
- 3 対象者
亀岡市議会議員一般選挙の立候補予定者又はその代理人

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第10号

令和4年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年9月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和4年10月5日（水）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明交付について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 非農地証明交付について
 - ・第6号議案 令和4年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・第7号議案 令和5年度亀岡市農業等施策及び予算に関する要望書（案）

- ・報告第1号 農地法第4条第1項第9号の適用除外届出書の受理について
- ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- ・報告第3号 非農地証明交付について
- ・報告第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第9号

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程（平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条」に、「第32条」を「第31条」に、「第33条・第34条」を「第32条・第33条」に改める。

第9条中「次に掲げる額」を「管理者が施行する工事に要する次に掲げる費用」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 設計費

(2) 工事請負費

第9条に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第27条中「1の部の」を削り、同条の表中「7,500,000円」を「18,900,000円」に、「10,000,000円」を「40,300,000円」に改める。

第28条を削り、第29条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

(加入金の納付)

第29条 条例第36条第3項の規定による加入金の納付は、内部装置に係る給水装置工事の申込時にその工事申込者が行うものとする。

第30条を削り、第31条を第30条とし、第32条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中

「

給水面積加入金	m ²	円
---------	----------------	---

」

を

「

--	--	--

」

に改め、「及び給水面積」を削り、「給水申請者」を「給水申込者」に改める。

別記第2号様式中

「

給水面積加入金	m ²	円
---------	----------------	---

」

を

「

--	--	--

」

に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

第5号様式(第8条関係)

<p>配水施設等工事施行許可申請書</p>		<p>年 月 日</p>
<p>(宛先)</p>		
<p>申請者 住所 氏名 TEL 担当者 (連絡先)</p>		
<p>亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定に基づき、下記のとおり配水施設等工事を施行したいので、関係書類を添えて申請します。 施行に当たっては、水道法、亀岡市水道事業給水条例その他関係法令及び市の指示事項を遵守します。 なお、当該工事により設置した施設は、亀岡市に帰属することとします。</p>		
<p>記</p>		
1	申請場所	亀岡市
2	工事名	
3	工事の目的 (該当項目の□をチェック)	<input type="checkbox"/> ①宅地造成に伴う配水管新設・増径等 <input type="checkbox"/> ②建築物の建築に伴う配水管新設・増径等 <input type="checkbox"/> ③その他()
4	給水管引込口径及び引込数	φ × 戸
5	配水管布設総延長	m
6	着工予定日	
7	完了予定日	
8	給水希望年月日	
9	配水施設等設計業者	
10	配水施設等施工業者	

	既設連絡配水管口径 φ						
11	取出配水管口径及び取出方法 (断水工法、不断水工法) φ 配水管口径及び布設延長 φ × m 管種 φ × m 管種 φ × m その他附属施設 仕切弁 φ × 基 消火栓 φ × 基 空気弁 φ × 基 その他	要	計	概	書	類	(1) 位置図 (2) 配水施設等設計図書(設計構算書、設計図面) (3) 施工計画書 (4) その他必要書類
12							

第6号様式(第8条関係)

<p>配水施設等工事施行許可事前協議書</p>	
(宛先)	年 月 日
申請者住所氏名 TEL 担当者 (連絡先)	
<p>亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定に基づき、下記のとおり配水施設等工事を施行したいので、関係書類を添えて事前協議を申請します。 施行に当たっては、水道法、亀岡市水道事業給水条例その他関係法令及び市の指示事項を遵守します。 なお、当該工事により設置した施設は、亀岡市に帰属することとします。</p>	
記	
1 申請場所	亀岡市
2 工事名	
3 工事の目的 (該当項目の□をチェック)	<input type="checkbox"/> ①宅地造成に伴う配水管新設・増径等 <input type="checkbox"/> ②建築物の建築に伴う配水管新設・増径等 <input type="checkbox"/> ③その他()
4 給水管引込口径及び引込数	φ × 戸
5 配水管布設総延長	m
6 着工予定日	
7 完了予定日	
8 給水希望年月日	
9 配水施設等設計業者	
10 配水施設等施工業者	

	既設連絡配水管口径 φ				
	取出配水管口径及び取出方法 (断水工法、不断水工法) φ				
11	配水管口径及び布設延長 管種 φ × 管種 φ × 管種 φ ×				m m m
	その他附属施設 仕切弁 φ × 消火栓 φ × 空気弁 φ × その他				基 基 基 基
12		添付書類			
			(1) 位置図 (2) 配水施設等設計図書(設計概算書、設計図面) (3) 施工計画書 (4) その他必要書類		

第7号様式(第8条関係)

配水施設等工事施行許可書

申請者 第 年 月 日 号

記

年 月 日付で申請のありました配水施設等工事施行許可申請については、下記のとおり許可します。

1	申請場所	亀岡市
2	工事名	
3	工事目的	
4	給水管引込口径及び引込数	φ × 戸
5	配水管布設総延長	m
6	工事期間	
7	配水施設等設計業者	
8	配水施設等施工業者	

許可条件

- ①本許可条件違反、違法行為等があった場合には、直ちに許可を取り消す。許可の取消しにより申込者に損失が生じて、市はその責めを負わない。
- ②本許可により設置又は増設した配水施設等は、市に帰属する。なお、帰属後3年間に当該工事による瑕疵があったときは、申請者において無償で補修し、瑕疵から生じる損害等についても、一切の賠償責任を負うこと。
- ③この許可を受けた事項を変更又は廃止するときは、市と協議の上、速やかに変更申請を行うこと。
- ④道路占用許可は、水道課から道路管理者の許可を受けるが、申請書作成及び申請に係る内容を道路管理者と事前に協議調整を行うこと。また、道路使用許可は、申請者で許可を受けること。なお、変更に伴う占用変更等が生じる場合は、占用許可期限内に速やかに事務手続を行うこと。手続できなかった場合は、申請者で占用等許可を得て配水施設等帰属書に占用等許可書を添付すること。
- ⑤この許可に係る行為の着手は、着手届等を提出の上、市監督員の承認を受けること。また、完成に際しては、完成届等を提出の上、市の完成検査を受けること。ただし、検査合格までは、申込者が設置又は増設した配水施設等について責めを負うものとする。
- ⑥施工業者の選定については、亀岡市指定給水装置工事業者で、かつ、建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について(昭和39年亀岡市告示第20号)第3条に規定する水道施設工事の競争入札参加資格を有する者のうち、本許可に係る配水施設等工事の工事費(工事価格に消費税相当額を加算した額)に応じた亀岡市工事請負業者選定事務処理要領(昭和45年亀岡市訓令第5号)第4条に規定する等級以上の等級に格付けされた者の中から選定しなければならない。ただし、配水管工事以外の工事にあつては、管理者との協議により選定するものとする。
- ⑦現場には、資格を有する監督員を選任し常駐させること。
- ⑧既設配水管との接続工事を行う場合又は現場の状況により施行許可(設計)どおりの施工ができない場合は、市担当者の立会いを求めて指示を受けること。
- ⑨給配水装置材料は、使用前に規格、寸法及び品質について、市担当者の検査を受けなければならない。
- ⑩工事現場の安全対策は万全を期すること。万一、当該工事に関して苦情及び事故等が発生した場合は、申請者において処理解決すること。
- ⑪工事の詳細については、水道工事標準仕様書(亀岡市上下水道部水道課)に基づき行うこと。

(提出書類)

※(工事着手前)

- ・着手届、現場代理人通知書、有資格者通知書、各資格証等(写し)、使用材料承諾願、使用材料検査願、道路占用申請依頼書、道路占用許可申請に係る資料一式、道路使用許可書、その他管理者が指示する書類等

※(工事完成後)

- ・完成届、検査願、完成図書、出来形図、配水施設等帰属申請書、その他管理者が指示する書類等

別記第8号様式及び別記第9号様式中「付属」を「附属」に改める。

別記第26号様式及び別記第27号様式中「(第31条関係)」を「(第30条関係)」に改める。

別記第28号様式中「(第33条関係)」を「(第32条関係)」に、「第33条」を「第32条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(配水施設等設置負担金に関する経過措置)

2 この規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例施行規程第9条の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に配水施設等の設置の申請があった場合の配水施設等設置負担金について適用し、施行日前に申請があった場合の配水施設等設置負担金については、なお従前の例による。

(加入金の徴収の特例の適用に関する経過措置)

3 施行日前に行った改正前の亀岡市水道事業給水条例施行規程第30条の規定による加入金の徴収の特例の適用については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

4 この規程の施行の際現に使用している様式は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和4年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年8月21日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
205	有限会社 青柳電気商事	代表取締役 青柳 敏夫	南丹市園部町仁江 乙溝畑14番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和4年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年8月30日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
172	棚橋工業所	棚橋 裕子	京都市伏見区向島津田町70-56

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和4年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年8月29日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
192	高野建設株式会社	代表取締役 高野 永一	京都市南区上鳥羽金仏町30番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和4年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年8月29日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
196	井尻浴槽株式会社	代表取締役 井尻 淑久	南丹市園部町美園町4号16番地34

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第24号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定満了の告示

令和4年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

1 指定有効期間満了日

令和4年8月31日

2 指定満了業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
291	有限会社 広宣工業	代表取締役 古川 智之	城陽市寺田袋尻51 番地1

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第25号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和4年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者

として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年9月16日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
321	門前組	門前 貴史	大阪府大阪市淀川区木川東1-10-22-406号

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第26号

亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示

令和4年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年9月6日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
175	ナクラ設備	名倉 茂美	京都市右京区西京極新明町80

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第27号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和4年9月28日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年9月28日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
322	京環メンテナンス株式会社	代表取締役 深谷 嘉晴	京都市右京区西京極畔勝町4番地の3

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第28号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和4年9月28日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年9月28日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
312	京環メンテナンス株式会社	代表取締役 深谷 嘉晴	京都市右京区西京極畔勝町4番地の3

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第29号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和4年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者

として指定したので、亀岡市指定給水装置工事
事業者規程第10条第1号の規定により告示す
る。

記

1 指定日

令和4年9月30日

2 指定業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
323	ナクラ設備	名倉 久明	京都市右京区西京 極新明町77

「揭示済」